厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

時間外労働の上限規制、労務管理上の注意点について

大淀労働基準監督署

監督・安衛課長　西岡 浩

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日お話する内容

1　時間外労働の上限規制について（　概要　）

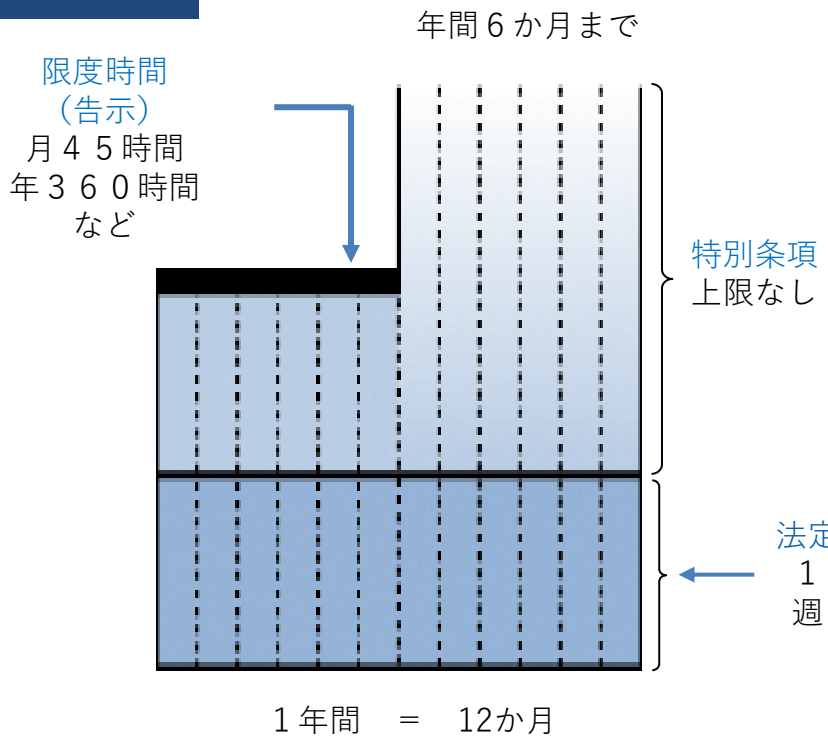
2　建設業における上限規制と３６協定について

3　「災害その他避けることのできない事由」による労働時間の上限規制

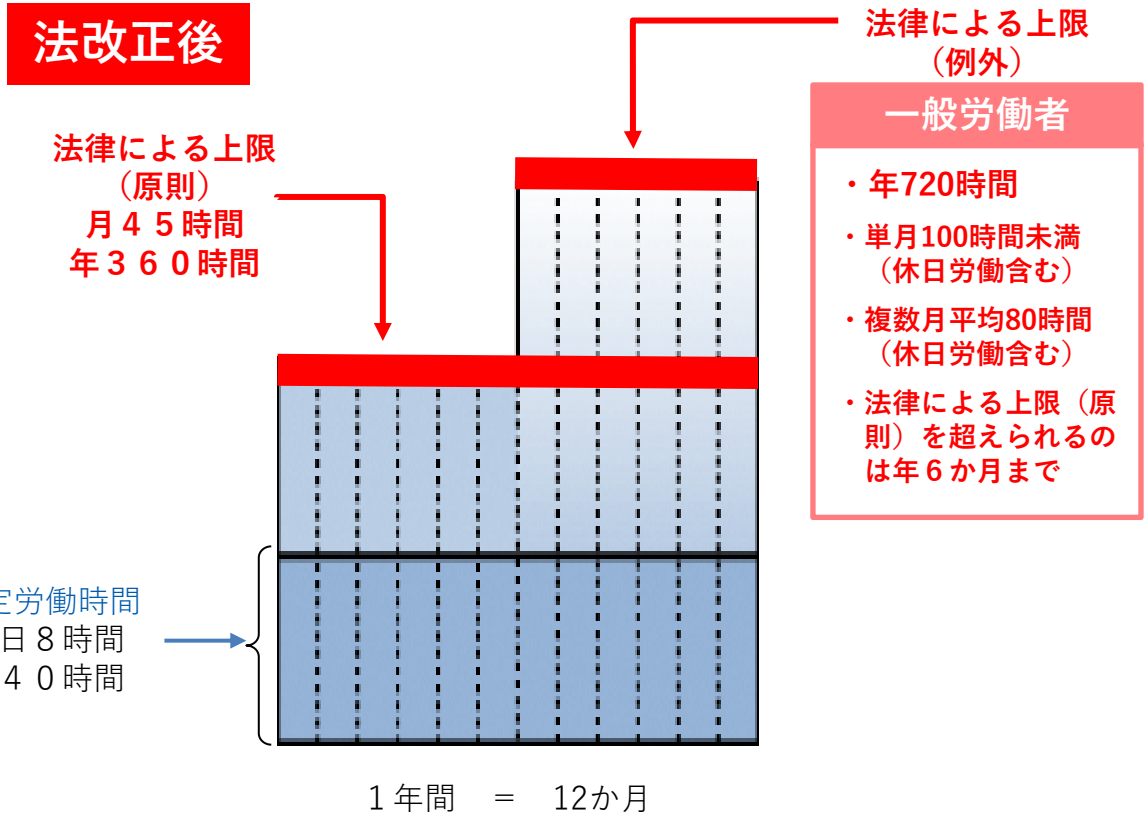
時間外労働の上限規制について

- 時間外労働の上限を法律で規制することは、1947年に制定された労働基準法において初めての大改革。
- 時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）**を限度。
- 自動車運転の業務、建設事業、医師等一部の業種、業務について例外措置あり。

法改正前



法改正後



一般労働者

- **年720時間**
- **単月100時間未満（休日労働含む）**
- **複数月平均80時間（休日労働含む）**
- **法律による上限（原則）を超えられるのは年６か月まで**

長時間労働の問題点

長時間労働	人件費の上昇、労働基準法違反
↓	
疲労・健康障害	業務非効率化、労働災害リスク
↓	
休職・離職	他の従業員への影響、労災請求、損害賠償
↓	
人材不足	仕事量・質の低下、新たな長時間労働の発生、担い手不足
↓	
事業運営への影響	**長時間労働は、事業運営への大きなリスクになり得る！**

上限規制と36協定

法定労働時間　　1日　　8　時間
　　1週　　40　時間

※これを超える場合、あらかじめ、36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出る必要があります。
※36協定で締結された限りにおいて、時間外労働・休日労働を行わせることができるようになります。

36協定の上限　（一般条項）

1月　　45時間
（1年単位の変形労働時間制採用の場合には42時間）

1年　360時間
（1年単位の変形労働時間制採用の場合には320時間）

特別条項付き36協定

締結により、左の時間を超えて労働させることができる。ただし、

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働・休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内
- 月45時間を超えるのは年6回まで

でなければならない。

本日お話する内容

１　時間外労働の上限規制について（　概要　）

２　建設業における上限規制と３６協定について

３　「災害その他避けることのできない事由」による労働時間の上限規制

建設業の労働時間の上限規制①

通常時 の労働時間の上限

※　通常時　とは、災害が発生していない状態

☆守らなければならないこと

他の業種と同じ
一般的な規制です。

① 36協定に定める上限

② 時間外労働が年720時間以内

③ 時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満

④ 時間外労働・休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内

⑤ 月45時間を超えるのは年6回まで

建設業の労働時間の上限規制②

災害時の労働時間の上限

→ **災害時における復旧及び復興の事業を行う場合**

☆守らなければならないこと

一部の規制が適用されなくなります。

① 36協定に定める上限

② 時間外労働が年720時間以内

~~③ 時間外労働・休日労働の合計が月100時間未満~~

↑ **適用されなくなる**

~~④ 時間外労働・休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内~~

↑ **適用されなくなる**

⑤ 月45時間を超えるのは年6回まで

災害時における復旧及び復興の事業　とは？

　災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や、鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となります。

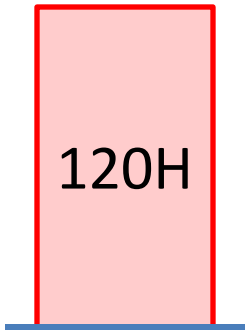
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける災害復旧事業
- 国や地方自治体と締結した災害協定に基づく災害の復旧の事業
- 維持管理契約内で発注者の指示により対応する災害の復旧の事業
- 複数年にわたって行う復興の事業等

等についても対象。

（パンフレットP13参照）

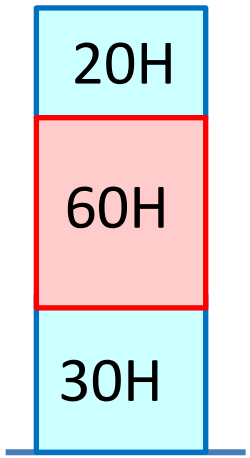
ケーススタディ①

パターン①　全部の時間で災害復旧・復興の事業に従事した場合



この月の時間外労働は120時間
すべての時間が災害復旧・復興の事業に従事しているため、「単月100時間未満」のカウントには入らない。
→「　0H＜100H　」により上限超えは無し

パターン②　月途中で災害復旧・復興の事業に従事した場合



← ①月初。通常の労働

← ②月途中に災害発生！
災害復旧・復興の事業に従事

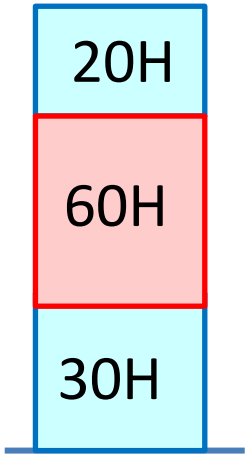
← ③復旧・復興が落ち着く。
もとの仕事に復帰

この月の時間外労働は110時間
　通常の労働が50時間
　災害復旧・復興が60時間
災害復旧・復興の事業に従事した時間60時間は、「単月100時間未満」のカウントには入らない。
→「　50H＜100H　」により上限超えは無し

注意事項

○　一部の上限規制が適用されなくても、36協定の適用がなくなった、というわけではありません。

○　締結した36協定の上限は、守らなければなりません。



← ①月初。通常の労働

← ②月途中に災害発生！
災害復旧・復興の事業に従事

← ③復旧・復興が落ち着く。
もとの仕事に復帰

締結した36協定のうち、
　月の上限が45時間（一般条項のみ）であれば、
　「上限45H＜110H」
となり、36協定の上限超え（法律違反）となります。

建設業においては、通常時の上限に加えて、災害復旧・復興の事業に従事する場合の上限を定めることができます。

災害復旧・復興に対応した36協定が・・・

○あるとき

「災害復旧・復興の事業に従事した場合」の上限内での時間外・休日労働ができる。

→　国、自治体、企業からの災害復旧要請に柔軟に対応することができる！

○ないとき

通常時の上限内で時間外・休日労働をすることになる。

→　災害復旧要請に、十分に対応できない恐れがある！

建設業の36協定の様式

災害時における復旧及び復興の事業を行わない事業場の場合

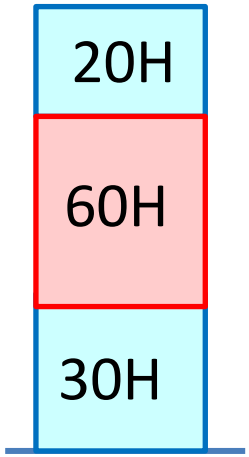
月45時間を超えることはない　⇒　様式第9号（1枚組）
月45時間を超えることがある　⇒　様式第9号の2（2枚組）
※ 一般的な業種と同じ様式です。

災害時における復旧及び復興の事業が見込まれる事業場の場合

⇒　様式第9号の3の3（2枚組）

通常時の上限に加えて、「災害復旧・復興の事業に従事する場合の上限」を定めることができる

ケーススタディ②



← ①月初。通常の労働

← ②月途中に災害発生！
災害復旧・復興の事業に従事

← ③復旧・復興が落ち着く。
もとの仕事に復帰

この月の時間外労働は110時間

通常の労働が50時間
災害復旧・復興が60時間

締結した36協定が・・・

＜通常時＞
（一般条項）月45時間
（特別条項）月60時間
＜災害時＞　月120時間

＜通常時＞
「　50H＜（特別条項の）60H　」
により上限超えは無し
＜災害時＞
「　110H＜（災害時の）120H　」
により上限超えは無し

本日お話する内容

１　時間外労働の上限規制について（　概要　）

２　建設業における上限規制と３６協定について

３　「災害その他避けることのできない事由」による労働時間の上限規制

「災害その他避けることのできない事由」

いわゆる **33の許可・届出**

☆　災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合

① 労働基準監督署長の事前の許可　もしくは
② 事後の（遅滞ない）届出

その必要の限度において、
（36協定等の）労働時間を延長させることができる。

つまり、上限規制の時間のカウントに含まないようにすることができる。

33の届出の要件

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合

「災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、　・・・・　」

「地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応、その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。」

「事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。」

「単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。」

（※パンフレットP3に詳細を記載しております。）

33の届出が・・・

（認められるレベルの事象が生じていたら、ですが・・・）

○あるとき　→ 届出（or許可）を行った場合

従事した時間は、36協定や、上限規制の時間のカウントには入らない。

※ただし、時間外労働としての割増賃金の支払いは必要

○ないとき

従事した時間はすべて、通常時の労働時間と同様、36協定、上限規制の時間にカウントされる。
→建設業の場合、災害復旧・復興の事業に従事する時間の取り扱いになる。

注意事項

○　該当となる要件は厳しい。
　　（公益、人命保護のために緊急を要する災害対応）

○　緊急時であっても、可能な限りは、すでに締結していた36協定の範囲内に収まるような時間外・休日労働にして、36協定の上限を超えるような場合や、36協定と締結していなかった場合に限り、33の届出（許可申請）を行うようにすること。

○　従事した労働者に対する健康管理に留意すること。

建設の上限規制と33届出の違い

	災害時における復旧及び復興の事業	災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合
根拠条文	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
対象	発生が予見困難な地震等すべての災害時における復旧及び復興の事業	業務運営上通常予見し得ない災害等が発生した場合 （公益、人命保護のために緊急を要する災害対応）
手続き	不要（36協定の締結・届出があることを前提）	事前の許可　or　事後の届出
36協定の適用	あり（36協定の上限は守る必要あり）	なし（従事する時間はカウントされない）
上限規制の適用	単月100H未満、複数月平均80H以内のみ適用されない	なし（従事する時間はカウントされない）

今から確認すること

☆ 締結・届出している36協定の内容を確認してください！

様式第9号の3の2（1枚組）
様式第9号の3の3（2枚組）
で締結・届出している →
上限の時間を確認してください。
「災害時における復旧及び復興の事業」で締結された時間まで時間外労働が可能となります。

様式第9号（1枚組）
様式第9号の2（2枚組）
で締結・届出している →
「災害時における復旧及び復興の事業」を行ったとしても、締結された時間までしか時間外労働ができません。

適切な労使の話し合いにより、36協定の締結内容の見直しに取り組んでください。

そもそも36協定を締結・届出をしていない　→　締結・届出を行ってい下さい。

まとめ

①いざ災害が発生し、「災害時における復旧及び復興の事業」を行うことになった場合、

時間外・休日労働が　単月100時間未満、複数月平均80時間以内

の上限規制は適用されませんが、36協定で締結された上限は守らなければなりません。

このため、36協定の内容のご確認をお願いします。

②「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」において、事前の許可or事後の届出により、その従事時間が、上限へのカウントから除外されます。

公益、人命保護のために緊急を要する災害対応により、36協定の上限を超える場合、33の届出を検討してください。